別紙１

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案に対して提出された意見及び総務省の考え方

No.	案に対する意見及びその理由【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
１	当該制度を誤って理解していたら申し訳ありませんが、２点おたずねします。 （１）改正した経緯の確認 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案の概要中「第２条第３項関係」にある【改正後の扶養に係る補償基礎額の加算額】で、第１号の配偶者が令和８年度に０円となっているのは、配偶者手当が令和８年度以降廃止されるという法律改正に伴い実施されるという理解でよかったでしょうか。また、２号の引き上げは子に係る扶養手当が引き上げされたことに伴う措置ということでよろしいでしょうか。 （２）経過措置（配偶者加算の廃止）の整理 政令の改正案の改正附則第２項にあるように、すでに傷病補償年金等の受給を受けている人の扱いは「なお従前の例」とありますが、配偶者加算ありで傷病補償年金等の受給等を受けている人の場合、政令の改正後（令和８年４月１日以降）も「なお従前の例」であれば配偶者加算が今後も残るということでしょうか。仮に加算がある場合、加算額はいくらになるのか気になりました。お尋ねの経緯としては、おそらく経過措置は従来の改正例の前例を踏襲していると思われますが、配偶者の加算廃止といった制度の廃止の例はここ数年の改正で見かけなかったので、制度の整理をしたくお尋ねしました。 【個人】	（１）お見込みのとおりです。 （２）お見込みのとおりです。具体的な加算額は、改正前の政令の定めるところによります。	無
２	第２条第３項関係で、第一号の加算額を廃止する理由は？ 【個人】	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和６年法律第 72 号。）第２条により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95	無

		号。）第 11 条における扶養手当の規定が改正されたことに伴う改正です。	
3	出動手当が日額 8,000 円とかですが実際のところ消防団の報酬は、年間活動日数７０日でも実際の報酬は年間５万円程度となっています。 活動が”年額報酬に含む”ものが多く無報酬活動の抜け道となっています。 無報酬活動の原則禁止もご検討をお願い申し上げます。 【個人】	参考意見として承ります。	無
4	入団して 6 年ほど経ち真面目に活動して来ましたが報酬をもらった事は一度もありません。まず、入団する際にボランティアとしか聞いてなかったので、報酬が出る事も知りませんでした。時が経つにつれて年俸や活動費の事を知り、部の口座にプールされてる事を知りました。そのお金は飲み会、旅行などに使われてます。参加しないからと言ってお金を貰えることはありません。 地域の行政の判断に任せずにしっかりと個人に振り込まれるように統一して欲しいです。 また、操法についても考えて欲しいです。真面目に参加してますが、もっと大事な事が自分にはあると思います。火を消す時間を競うなんて意味が分かりません。まず競う事では無いと思います。もっと有意義な訓練を受けたいです。 この場で書く意見では無いでしょうが、意見を言う場を自分は知らないので思っていた事を書かせていただきました。無駄な催し物を残すより消防団を残す事を考えて欲しいです。真面目に参加してるからこそ不平等な事があって納得いきません。 全団員にアンケート調査実施して欲しいです。してるかもしれませんが自分のとこまでは届いてません。よろしくお願いします。 【個人】	参考意見として承ります。	無

5	操法大会及び当該大会に向けた練習については、いずれも消防団活動としての公務性を有するものであり、これらの活動中に生じた負傷等が一律に損害補償の対象となることを、政令又はその運用解釈において明確に位置付けるべきであると考えます。 操法大会は、消防団の技術力向上及び規律の保持を目的として、各市町村及び消防団本部の方針に基づき実施される制度的な活動であり、団員個人の任意又は私的な活動ではありません。大会の実施に当たっては、組織として計画が策定され、参加や役割分担についても指示・管理の下で行われているのが実態です。 また、操法大会に向けた練習についても、実質的には大会参加の前提として位置付けられており、団の方針や慣行によっては、参加状況が団内での評価や役割配置等に影響を及ぼす場合もあります。このような実態に照らせば、練習についても公務性が極めて高い活動であると考えられます。 一方で、現行の損害補償制度においては、操法大会やその練習中に発生した負傷等が補償対象となるか否かについて、必ずしも明確な整理が示されておらず、自治体や個々の認定担当者の判断に委ねられている部分があると認識しています。このことは、団員にとって補償の見通しが立ちにくく、一定の不安を抱えたまま活動に従事せざるを得ない状況を生じさせています。 消防団員は、非常勤特別職地方公務員として地域防災の重要な役割を担っており、操法大会及びその練習は、消防技術の維持向上を目的とした制度上の活動です。これらの活動中に発生した負傷等について、「公務」として損害補償の対象となることを明確化することは、団員の安全確保のみならず、消防団制度の円滑かつ持続的な運営の観点からも重要であると考えます。	参考意見として承ります。	無

	以上の理由から、操法大会及び当該大会に向けた練習について、損害補償の対象となることを、政令上又はその運用解釈において明確に示す措置を講じることを強く要望します。 【個人】		
6	操法大会及び当該大会に向けた練習については、消防団活動としての公務性を有するものであり、これらの活動中に生じた負傷等が一律に損害補償の対象となることを、政令又はその運用解釈において明確に位置付けるべきであると考えます。 操法大会は、消防団の技術力向上及び規律の保持を目的として、各市町村及び消防団本部の方針に基づき実施される制度的な活動であり、団員個人の任意又は私的な活動ではありません。大会の実施に当たっては、組織として計画が策定され、参加や役割分担についても指示・管理の下で行われているのが実態です。 また、操法大会に向けた練習についても、実質的には大会参加の前提として位置付けられており、団の方針や慣行によっては、参加状況が団内での評価や役割配置等に影響を及ぼす場合もあります。このような実態に照らせば、練習についても公務性が極めて高い活動であると考えられます。 一方で、現行の損害補償制度においては、操法大会やその練習中に発生した負傷等が補償対象となるか否かについて、必ずしも明確な整理が示されておらず、自治体や個々の認定担当者の判断に委ねられている部分があると認識しています。このことは、団員にとって補償の見通しが立ちにくく、不安を抱えたまま活動に従事せざるを得ない状況を生じさせています。 消防団員は、非常勤特別職地方公務員として地域防災の重要な役割を担っており、操法大会及びその練習は、消防技術の維持向上を目的とした制度	参考意見として承ります。	無

	上の活動です。これらの活動中に発生した負傷等について、「公務」として一律に損害補償の対象となることを明確化することは、団員の安全確保のみならず、消防団制度の円滑かつ持続的な運営の観点からも重要であると考えます。 併せて、操法大会及び当該大会に向けた練習については、損害補償上の位置付けのみならず、自治体が条例等により定めている出動報酬の支給対象としても、整理されるべきであると考えます。多くの自治体では、災害出動や警戒活動、訓練等を対象として出動報酬の基準が設けられていますが、操法大会やその練習については、支給の有無や取扱いが自治体ごとに大きく異なっているのが実態です。 操法大会及びその練習は、長期間かつ反復的な参加が求められる場合も多く、団員の時間的・身体的負担は決して小さくありません。これらの活動が損害補償上は公務として位置付けられる一方で、出動報酬の取扱いが不明確又は無支給とされている場合、制度上の整合性を欠く状況が生じていると考えます。 消防団制度の持続性を確保する観点からも、操法大会及び当該大会に向けた練習については、少なくとも公務として位置付けられる活動であることを前提に、出動報酬の支給対象とすることが適当である旨について、国として一定の考え方を示すことが望ましいと考えます。 以上の理由から、操法大会及び当該大会に向けた練習について、損害補償の対象となることを政令上又はその運用解釈において明確に示すとともに、出動報酬の取扱いについても自治体間で過度な差異が生じないよう、制度的な整理を行うことを強く要望します。 【個人】		

○提出意見数：６件

※提出意見数は、意見提出者数としています。